用語の解説

1. **事業所**

   事業所とは、営利・非営利を問わず、事業活動が行われる一定の場所を意味し、原則として次の用件を備えているものをいう。

   一般には、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、神社、寺院、病院、旅館、学習塾、個人教授所（生け花、茶道など）など、一区画を占めて事業を行っているその場所が事業所である。

   なお、民営事業所とは、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

2. **企業**

   事業所・企業統計調査でいう企業とは、民営事業所のうち経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社のものをいう。

3. **経営組織**

   (1) 個人　個人が事業を経営している場合をいう。法人組織になっていない共同経営の場合も個人とした。

   (2) 法人　法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

   （ア）会　社　株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、外国の会社をいう。

   なお、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所等、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

   （イ）会社以外の法人　法人格をもっているもののうち会社以外のものをいう。

   例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格をもつもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、事業団・公団等の特殊法人、住宅供給公社、土地開発公社等が含まれる。

   (3) 法人でない団体　団体ではあるが法人格を有してないものが、事業を経営している場合をいう。

   例えば、同窓会、後援会、防犯協会、学会、労働組合（法人格をもたないもの）などをいう。

4. **従業者**

調査期日現在、その事業所に所属する従業者をいう。

ただし、休職者及び長期欠勤者は除く。

従業者の種類の区分（従業上の地位）は、次のとおりである。

(1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している者をいう。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている者をいう。家族でも実際に雇用者なみの賃金・給与を受けて働いている者は、雇用者（「常用雇用者」と「臨時雇用者」をあわせたもの）とした。

(3) 有給役員

法人・団体の役員で常勤、非常勤を問わず給与を受けている者をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、雇用者とした。

(4) 常用雇用者

その事業所に常勤雇用されている者をいう。

臨時又はパートタイマーという名称の者でも、期間を定めずに、又は一ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者及び平成 8 年 8 月と 9 月にそれぞれ 18 日以上その事業所に雇用されている者は常用雇用者とした。

(5) 臨時雇用者

一ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や常用雇用者以外の雇用者で日々雇用されている者をいう。

5. **事業所の形態**

(1) 店舗・飲食店

普通の商店、飲食店、喫茶店、理髪店、美容院、クリーニング店、パチンコ店等顧客が来る事務所で、一般に「店」といわれている事業所をいう。

(2) 事務所・営業所

人事・経理など非現業的な事務を行う事業所や、製造会社の販売部門、保険会社の営業部門など営業活動を主として事業所外で行う事業所で、一般に「事務所」、「営業所」といわれている事業所をいう。

(3)工場・作業所・鉱業所

一般に「工場」、「作業所」、「鉱業所」といわれている事業所のほか、造船所、修理場、選果場、鉄道の駅、発電所など外見や仕事の内容が作業的、現場的な事業所をいう。

(4) 自家用倉庫・自家用油槽所

自己製品、材料などを保管する自家用倉庫や自己の石油、ガソリンなどを貯蔵す

る自家用油槽所をいう。

(5) 外見上一般の住居と区別しにくい事業所

一般の住宅、農林漁家などで、看板などの標識がなく、外見上一般の住居と区別しにくく容易に事業所であることがわからないものをいう。

(6) その他

上記(1)～(5)以外の事業所で、学校、病院、寺院、神社、旅館、研究所、浴場などをいう。

6. **本所・支所の別**

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所・本社・本店や支所・支社・支店をもたない事業所をいう。

(2) 本所・本社・本店

他の場所に同一経営の支所・支社・支店などの事業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

(3) 支所・支社・支店

他の場所にある本所・本社・本店あるいは、同一経営の他の支所などの統括を受けている事業所をいい、営業所、出張所や従業者のいる倉庫・寮なども含む。

7. **資本金**

株式会社・有限会社については資本金の額、合名会社・合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

8. **産業分類**

事業所統計調査の産業分類は、原則として、日本標準産業分類（平成 5 年 10 月 4 日総務庁告示第 60 号）を基に、総務省統計局が事業所・企業統計調査用に編成した産業分類による。